

電子書籍への二次使用についてのガイドライン

第1 二次使用の許諾の範囲及び条件についての基本的な考え方

- 1 本件雑誌の名称を冠し、かつ、本件雑誌誌面を流用するなど、同一のレイアウト形式を保持するウェブサイト及びデジタル媒体（インターネット、モバイル、及び電子書籍などすべてのデジタル媒体を含む）での使用

紙媒体をそのままデジタル媒体に移行した形態での利用（PDF レプリカ版）は、紙媒体の発行部数の増加と捉え、当初の使用許諾の範囲内のものとします。

従って、それ以外の範囲での使用については、別途の許諾が必要です。追加の二次使用料の支払いの要否及び額について、各会員の判断により協議をしていただくこととしております。

- 2 本件雑誌を宣伝する目的に関わる、甲及び甲が許諾した各種媒体（印刷媒体、デジタル媒体を含む）での使用。

原則として1と同様とします。

但し、本件著作物に新たなタイトルを付加し、又は新たなレイアウトを組むなど、本件雑誌誌面と異なる形態で使用する場合には、その使用の可否について別途協議とさせていただきます。

追加の二次使用料については、常識的な変更の範囲内である限り不要となることも少なくないと考えておりますが、変更の程度、態様によっては二次使用料の支払いをお願いする可能性もあると考えております。

- 3 以上の範囲を超える使用（ポスター、抜き刷り、ライン・シート、クライアントのHP上での使用等）

仕事発注時にその詳細を知らせ、その使用の可否及び使用条件について乙と協議するものとします。

※ 紙媒体の雑誌の電子版への流用の範囲を超えて、広告写真等としての利用に近い二次利用形態となりますので、1、2とは区別することといたしました。

なお、後述するとおり、本件雑誌への掲載の時点でこのような使用が予定されているという場合には、当初の依頼の時点で協議をし、使用許諾がなされるのが通常と考えられますので、本項が適用されるのは、当初は想定していなかったにもかかわらずこのような二次利用が必要となった場合に限られるものと考えられます。そういう意味では本項が適用される場面は極めて例外的な場合ではないかと思われれます。

第2 作品の改変について

作品について、必要な範囲において再編集を行うことは承諾します。但し、要約、ダイジェスト、色調変更、大幅なトリミング、著しいレタッチングなど本件著作物の本質に関わる改変を行う場合には、事前に連絡をいただき、確認をとるものとします。

第3 ウェブサイト及びデジタル媒体における使用のルール

- 1 第1, 1に定めるウェブサイト及びデジタル媒体において、本件著作物がトップページに表示される期間

本件雑誌の発売期間と同一期間に限ります。

- 2 前項の期間経過後、本件著作物をアーカイブデータ（前項期間中に表示されたものと同一の形態を保持し、ウェブサイト及びデジタル媒体において下位の階層に表示されるもの）として使用すること

原則的に許諾します。

但し、新たなタイトルを付加し、又は新たなレイアウトを組むなど、改変を行う場合には、その使用の可否、二次使用料の支払いの要否及び額につき別途協議するものとします。また、この場合の改変についても第2のルールが適用されます。

第4 以上に定める以外の利用

以上に定める以外の利用、あるいは第三者に利用を許諾する場合には、別途協議するものとします。

第5 使用許諾の期間

契約期間をどうするか、自動更新にするかどうか

雑誌の種類等によっても異なりますので、その都度協議させていただきます。当然に自動更新としなければならないわけではないと考えます。

第6 作品の管理について

納品された本件著作物（デジタルデータ、ネガ、プリント等）については、善良な管理者の注意をもってこれを管理するものとします。また、本件著作物の使用が済んだ後、速やかにこれを返却するものとします。

2013年8月1日 改訂